

令和四年五月三十一日提出
質問 第七五号

個別的自衛権の行使に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

個別的自衛権の行使に関する質問主意書

昭和五十六年六月三日の衆議院法務委員会において、個別的自衛権について、角田禮次郎内閣法制局長官（当時）が次のような答弁をしている。

○角田（禮）政府委員（略）いわゆる個別的自衛権、こういうものをわが国が国際法上も持っている、それから憲法の上でも持っているということは、御承認願えると思います。

ところが、個別的自衛権についても、その行使の態様については、わが国におきましては、たとえば海外派兵はできないとか、それからその行使に当たっても必要最小限度というように、一般的に世界で認められているような、ほかの国が認めているような個別的自衛権の行使の態様よりもずっと狭い範囲に限られておるわけです。そういう意味では、個別的自衛権は持っているけれども、しかし、実際にそれを行使するに当たっては、非常に幅が狭いということを御了解願えると思います。（以下略）

政府は、個別的自衛権についてこの答弁で述べられた立場を維持しているのか。

右質問する。